

春の環境美化月間

ごみ収集場所マナーアップ週間



5月・6月は「群馬県春の環境美化月間」です。町では、環境美化推進協議会と各自治会の協力を得て、**6月21日(月)～25日(金)**の期間、ごみの出し方などの一斉指導を行います。

この期間、各ごみ収集場所で、腕章を付けた役員が現地指導をします。ご協力をお願いします。

いたします。

⚠️町指定ごみ袋で出されていないものやルールが守られていないものについては、注意シールを貼ることがあります。

▼問い合わせ先

住民課 協働環境室
☎26・2245(直通)

窓口対応円滑化支援システムを導入
(音声の文字変換システム)

役場庁舎内などでは飛沫による新型コロナウイルス感染症防止対策として、カウンターのフィルム設置や職員のマスク着用を徹底しています。聴覚障害や難聴のある人にとっては、口の動きがわからないために、円滑なコミュニケーションの妨げとなる場合があります。

このような状況下でも、窓口で円滑なご案内ができるよう、音声発話を文字に変換するタブレット端末を導入しました。必要な場合は遠慮なくお伝えください。

タブレット端末設置場所

- ・役場庁舎(安全安心室、住民保険室、介護高齢室、福祉室、税務室)
- ・保健センター
- ・図書館
- ・社会福祉協議会



問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通) FAX 54-8681

安全な通行のために

樹木の伐採・所有地管理のお願い



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。

災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、通学路では、管理の徹底をお願いします。

土地を所有している人へ

所有する土地などが次のような状態の場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

●道路や歩道に枝が張りだしている

●枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている

●竹木の繁茂が通行の邪魔をしている

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。

また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。

民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任
道路法第43条 道路に関する禁止行為

▼伐採時の注意事項

①歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落事故などが起こらないように十分注意してください。

②電線や電話線がある場所で作業する場合は、管理者の立会いのもと、行ってください。事前に電力会社や電話会社にご連絡をお願いします。

▼電力会社等連絡先

東京電力群馬カスタマーセンター

☎0120・995・222
または

☎027・898・3406

受付時間は、①・②を除いた午前9～午後7時。

※③は午後6時まで

NTT(24時間年中無休)

☎113(局番なし)

☎0120・444・113

▼土地・道路に関する問い合わせ先

建設課 用地管理室

☎26・2279(直通)

今月の納税

町県民税普通徴収……1期

納期限 6月30日(水)

コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

メーター器周辺を綺麗に

水道検針業務にご協力ください

水道メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

毎月14日から1週間程度(土・日を含む)が水道メーターの検針期間です。

※検針期間は天候などによりずれることがあります。

下記のような検針しやすい状態の維持にご協力ください。

● 周辺の草や木を除去する。
※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。
● メーターボックスの上に自動車や物を置かない。
● 出入り口やメーターボックス付近に犬をつながない。

▼ 問い合わせ先

上下水道課 上水道室
☎ 54・1118 (直通)



保守点検・清掃・法定検査など

浄化槽の維持管理を忘れずに

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

▼ 町内登録業者

● 保守点検 機械の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4カ月

に1回以上の実施が義務付けられています。知事の登録を受けた登録業者に委託してください。

▼ 町内登録業者

● 保守点検 浄化槽内にたまった汚泥などを抜きとる作業です。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。毎年1回(全ばつ気型の浄化槽は年2回)の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

▼ 町内登録業者

● 保守点検 浄化槽の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4

月に1回以上の実施が義務付けられています。知事の登録を受けた登録業者に委託してください。

▼ 町内登録業者

● 保守点検 浄化槽内にたまった汚泥などを抜きとる作業です。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。毎年1回(全ばつ気型の浄化槽は年2回)の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

▼ 町内登録業者

● 保守点検 浄化槽の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4

月に1回以上の実施が義務付けられています。知事の登録を受けた登録業者に委託してください。

▼ 町内登録業者

保守点検

(有)前橋環境管理センター
☎ 54・7900

(有)北群馬衛生社
☎ 54・2768

▼ 問い合わせ先

上下水道課 下水道室
☎ 26・2284 (直通)

法定検査について

群馬県環境検査事業団
☎ 027・280・5222

浄化槽について

中部環境事務所
☎ 027・219・2020



家庭用浄化槽設置補助金の交付

町では、家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽や

み取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工

補助金も受けられます。令和3年度分の補助金の申請期限

は、いずれも12月27日(月)です。

通常、工業者が申請書類などを揃えて町へ提出しま

す。必ず工事を始める前に工

事業者へ相談してください。

▼ 問い合わせ先

上下水道課 下水道室
☎ 26・2284 (直通)



危険なブロック塀はありませんか

ブロック塀等除却補助金のご案内

ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の**除却費**を一部補助します。

※ブロック塀を新たに造る工事は対象になりません。

▼補助対象となるブロック塀・工事

国、県、吉岡町が管理する道路のうち緊急輸送道路または指定通学路沿いにあるものブロック塀・工事

※危険ブロック塀の認定条件があるため詳しくはお問い合わせください。

▼補助金額
1m当たり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

▼申請期間
6月1日◎～11月30日◎
※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

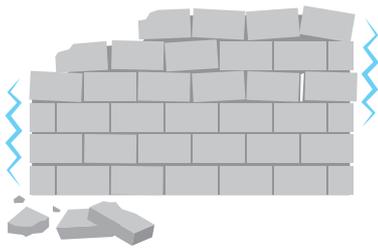
▼問い合わせ先
建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)



ブロック塀の安全点検をしましょう

老朽化したブロック塀や建築基準法に適合しないブロック塀は、地震時に倒壊する恐れがあり、大変危険です。定期的に点検し、安全を確認しましょう。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。



空き家を保有する人へ

老朽危険空き家除却支援事業について

老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空き家」と認定し、除却工事業費を補助します。

※対象となる老朽危険空き家は必要な条件があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

▼対象
老朽危険空き家を所有する個人またはその法定相続人

調査へのご協力をお願いします

未評価家屋などの調査のお知らせ

固定資産税の課税対象となる家屋で、未評価の家屋などの調査を実施します。

この調査は、新築や増築した家屋で評価が済んでいないものや、一部取り壊しが行われた家屋などを現地を確認し、現況の評価額を算定するためのものです。

調査の際、調査員が建築年や所有者についてなど、課税のために必要な事項をお聞きしますので、ご協力をお願いします



▼募集戸数 3戸(定数に限り次第締め切ります。)

▼補助金額
除却工事業費の5分の4(上限額50万円)

▼申請期間(開庁時時間)

6月1日◎～9月30日◎

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)



します。

また、ご不在の際には、不在票を投函します。後日税務室までご連絡ください。

▼調査の対象となる家屋の例
・令和2年以前に新築や増築がなされた家屋
・一部取り壊しや改築がなされ、床面積などに変更が生じた家屋

▼問い合わせ先
税務会計課 税務室
☎26・2238(直通)